

# アメリカにおける余暇教育専門職の位置づけ

堀 田 哲一郎

(受付 2017 年 10 月 31 日)

## I 問 題 設 定

日本の学校における教師と保健関連専門職との連携に関しては、1970年度の学習指導要領改訂における「養護・訓練」領域の新設を契機とした成瀬・小池論争<sup>1)</sup>以来、重要な検討課題の一つとなってきた。2005年に出された中央教育審議会の「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」においては、「学校内外の人材の活用と関係機関との連携協力」が位置づけられ、学校教師と外部の関連専門職との連携は、今後も一層進展していく必要があると考えられる。そこで挙げられている「外部の専門家」には、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等がある<sup>2)</sup>が、まだまだ拡張されていく可能性をもっていると考えられる。

アメリカの障がい児教育では、1975年の全障がい児教育法において、特別な教育の便宜を向上させるための関連サービスとして「移送、言語療法、聴能訓練、心理サービス、理学療法、作業療法、レクリエーション、ソーシャルワーク、リハビリテーションカウンセリングを含むカウンセリングサービス、歩行指導サービス、医療サービス、ただし診断及び評価に限定される」と規定された<sup>3)</sup>。これらの多様なサービスのうち、レクリエーションは、連邦規則集（CFR）第300条34（11）（i-iv）において、その内容として「余暇機能の事前評価」「セラピューティックレクリエーション（以下“TR”とする）サービス」「学校及び地域社会当局におけるレクリエーションプログラム」「余暇教育」が挙げられている。全障がい児教育法を継承する1990年障がい者教育法改正後に出された連邦規則集（CFR）第300条383において、それらのサービスを提供する専門職として、TR専門職を規定していた。TRとは、特に障がい者や高齢者を対象とし、その治療効果に着目して呼ばれてきたものである。また余暇教育とは、余暇の過ごし方を教えるだけでなく、余暇活動を通して様々な技能、意思決定能力、社会的相互作用能力を身につけさせることも含んでおり<sup>4)</sup>、教育関係専門職の一員として、TR専門職を「余暇教育専門職」とみなしておく。日本における知的障がい児教育課程の「領域・教科を合わせた指導」のうちの一つである「遊びの指導」の本質についても、「自発的な活動自体を楽しむ活動として展開されていく中で、各領域、各教科の内容が様々な形で

統合されて指導される指導の形態なのである」<sup>5)</sup>と定義され、そのような技能を獲得する意義が含まれており、「将来の余暇利用にもつながる大切なものである」<sup>6)</sup>と評価されているが、発達段階が進むと「遊びという指導の形態はもはや必要がなくなる」<sup>7)</sup>とされている。けれども、遊びや楽しみを伴いながら様々な技能の学習を進めていくことは、中学部や高等部以上の段階でも有意義な指導方法であり、高等部段階で余暇の主體的な過ごし方を学校在学中に考えさせておくという両面を合わせた余暇教育を位置づけていくことが重要であると考えられる。余暇の本質とは、人間が義務から解放された自由に過ごせる時間であり、他から強制されない主體的、自律的な選択の権利が保障されており、本人が夢中になれたり、当事者として関わることのできるものである。ストレスによる精神的抑圧から人々が解放され、ワークライフバランス社会を実現していくことは、すべての人々にとって重要な課題であり、健常者のみならず、障がい者にとっても保障されるべき権利の一つである。学校卒業後、就労した障がい者にも、施設利用や在宅生活する障がい者にも、余暇の主體的な過ごし方を学校在学中に考えさせておくことは重要な教育課題である。ただし、アメリカにおいてさえ、法定の関連サービスとして位置づけられたものであっても、すべての種類のサービスがすべての障がい児に保障されているわけではない。場合によっては、必要と感じた障がい児の親子によって訴訟で勝ち取られた種類のサービスもある。障がい児へのレクリエーションサービスの保障に際しても、いくつかの訴訟がみられるものの、それは要求した親子に限定されており、サービスを利用する子どもの数や、サービスを提供する TR 専門職任用数の増加には、なかなかつながっていない。現状において十分に保障されていない外部専門的サービスの利用をどのように高めていくかの手がかりを得るとともに、先述の小学部における「遊びの指導」のみならず、高等部における余暇教育の充実のために、アメリカで苦慮している学校における障がい児のためのレクリエーション利用推進の努力の経過に学ぶことは意義深いことと考える。

検索サイトである Web of Science で1993年から2013年までの“TR in school”を検索すると、8点の文献が検出され、それらのうち、学校における TR の抱える困難について論じたものは、チャン (2001)<sup>8)</sup>とホーキンス他 (2012)<sup>9)</sup>である。チャン (2001) は、全米の公立学校における公認のレクリエーション及び TR 専門職の不足を1984-85年度から1995-96年度までのデータを活用して立証しているが、その理由に関する考察はみられない。ホーキンス他 (2012) は、ブロック他 (1998)<sup>10)</sup>、アシュトン-シェファー他 (2000)<sup>11)</sup>、ミシェーローソン他 (2001)<sup>12)</sup>等の先行研究に学びながら、教育における TR の活用不足の現状への可能性のある説明を試みている。

本稿においては、TR への社会的認識が低い実態を調査した研究成果や、専門職養成課程における問題点を指摘した論稿を検討することにより、障がい児に提供するレクリエーション

の意義と、サービスの利用をどのように高めていくかについての示唆を得ることを目的とする。

## II コインの論点

コイン（1981）<sup>13)</sup>によると、全米 TR 協会連邦法94-142実施委員会が、1980年5月に、州及び地方教育当局における TR 提供の程度に関する情報の収集によって、関連サービスとしてのレクリエーションの実施の状態を判定するための調査を実施したことが報告されている。調査用紙が50州の全米 TR 協会州及び広域審議会代表へ送付され、28件回収されて（うち1件は州プランが承認されていないという回答であった）、回収率は56%であった。その調査結果に関して、(1) 州プランにおけるレクリエーションの言及、(2) 学校におけるレクリエーション職員に要件とされる認証、(3) 州及び地方の TR 部会による権利擁護、(4) TR 職員州内または地方教育当局、(5) 学校においてレクリエーションサービスを提供している学校職員という観点からの整理、考察がなされている。

78%（21件）の州において、レクリエーションが関連または支援的サービスとして言及されていた。19%（5件）の州において、レクリエーションが言及されていなかった。93%（25件）の州において、レクリエーションが州プランの解釈に含まれていなかった。45%（13件）の州が、学校任用職員のための特定の資格を設定していなかった。22%（6件）の州において、公立学校における任用を求める教育公認の要件が、TR 職員への追加的な障壁を生み出すことになった。

専門職における全米や州の公認への必要性は、特に主要な役割がコンサルタントまたは援助者として役立つことになる人々にとっては、緊急の要件であるとみられた。任用資格を設定するための地方教育当局の現在の能力は、それらの州における地方段階での行動を必要としていると考えられる。公式の連邦法94-142委員会がほとんど設置されてこなかったけれども、いくつかの TR 部会は行ってきており、41%（11件）の部会が、州段階での行動を取ってきたのであった。その他の努力としては、障がい児へのレクリエーションに責任のある州当局、障がい者への地域社会レクリエーション当局、権利擁護グループ、州対人サービス当局、州教育当局によって行われてきていた。

これらの活動の成功は、州によってかなり異なっていた。様々な州の構造が、代替方策を必要とするか、または州において異なる鍵となる人々が、権利擁護目的に活用されたことを示していたのであった。公立学校におけるレクリエーションサービスを実施する際の困難は、促進的試みにもかかわらず、レクリエーションが他の関連サービスと比べられたとき、より遅れているか、または停滞しているという大多数の見解において反映されていた。教育過程

におけるレクリエーションの便宜の知識の全体的な欠如と同様に、体育とレクリエーションとの間での混乱が、この状況の追加的な主な原因であると考えられた。

系統的で継続的な実施方策へのニーズは、直接サービスか、または相談能力のいずれかに  
 において任用されていた TR 職員の限られた数によって証明されたと言われる。データは、レ  
 クリエーションへの地域社会及び州当局両方からの現存する TR 職員を活用するための強い  
 傾向を示していたのであった。学校へのこの方法の財務的便宜は、1 州だけが、これらのサー  
 ビスへのあらゆる利用可能な再列举を認識していた。学校と市のレクリエーション担当部局  
 内で専門別化されたレクリエーション担当課との間の成長しつつある共有し、協同的な努力  
 は、特に学校及び地域社会レクリエーションプログラム化の領域において、サービス提供を  
 有意に増加させる可能性を有していたと言われる。余暇教育が、連邦法 94-142 において認識  
 されたサービスのうち最も低く頻繁に提供されていたという事実は、余暇教育がキャリア教  
 育と並行して鍵となる要因として認識されてきたので、特に顕著であった。概念及び過程の  
 両方としての余暇教育の継続的な誤解が反映されていた。余暇教育の事前評価が、他のレク  
 リエーションサービスにきわめて重大な構成要素であり、次に最も低く頻繁に提供されたサー  
 ビスであるとき、説明責任及び専門職主義の問題が起こることになった。

レクリエーション職員が任用されていないけれども、体育教師がレクリエーションを提供  
 すると認知されているので、レクリエーション職員への認知されたニーズの全体的な欠如は、  
 さらによくありがちになった。特別体育教師、特別教育教師、または地域社会教育指導者が  
 余暇サービスを提供するとき、概して特定の職務責任としてよりむしろ、個人的な関心外と  
 なるのであった。余暇教育課程の作成があったので、特別体育教師及び特別教育教師への認  
 識された領域になると予想された。加えて、いくつかの州における作業療法士の職務転換は、  
 遊び及び余暇への彼らの関与に置かれたより多くの重点へつながると考えられた。

### Ⅲ アシュトン-シェファー他の論点

アシュトン-シェファー他（2000）は、レクリエーション及び余暇が生徒の教育全体の不可  
 欠な部分であることは、大いに明らかであるけれども、依然としてレクリエーションは、関  
 連サービスとして十分に活用されていないという認識を示している。論理上、選好されるサー  
 ビス提供者は TR 専門職となるはずであるが、連邦教育省によると、1995-96 学校年度の間に障  
 がいのある子ども及び青年にサービスを提供していた TR 専門職数は、296 人しかいなか  
 った。同一年度における作業療法士数 6,908 人及び理学療法士数 4,345 人に比較すると、き  
 わめて少ない。作業療法士、理学療法士、TR 専門職は、各々障がい者教育法によって認定さ  
 れる関連サービス提供者であり、それぞれの数の間でなぜそのような差が生じるのか明らか

にされていない。その理由には、TR 専門職、その他の関連サービス職員、教師、管理者、親の間に、関連サービスとしてのレクリエーションの情報の欠如があると考えられる。この調査研究は、関連サービスとしてのレクリエーションと、特別教育における生徒へのサービスを拡大する情報を提供するための学校環境における特定の TR の範囲を明確にするための試みであった。

この調査研究の方法は、1994年に学校環境において仕事をしていることがわかっていた3人のTR 専門職から始められた「雪だるま式の標本」方法により、次々に対象者が拡大され、最終的には1999年春に60件の有効調査票がもたらされることになった。調査結果に関して、(1) 人口統計、(2) サービス環境、(3) 生徒の障がい種別、(4) 提供されたサービスの種類、(5) 任用者という観点からの整理、考察がなされている。

回答者の61.6%は、生徒の個別教育プログラムにレクリエーションまたはTRが含まれていることを報告していた。しかし、TR 専門職がレクリエーションサービスを提供するために個別教育プログラムで認定された専門職であることを報告したのは、53%に止まった。レクリエーションを提供すると認定されたその他の専門職は、特別体育教師、学級担任教師、作業、理学、言語療法士を含んでいた。そのように、TR 専門職がレクリエーションサービス提供機会のすべてに関与できているわけではない。また、TR 専門職は、事前評価及び個々のサービスにほとんど時間を費やすことを報告せず、理学及び作業療法のようなその他の関連サービスの中心部分を報告していた。彼らの直接サービス時間の多く(31.4%)は、生徒のグループへ余暇教育を提供することに費やされていた。事前評価サービス(18.6%)や療法サービス(23.9%)より、レクリエーション参加サービスを提供すること(26%)に多くの時間が費やされていた。余暇教育が学校環境において提供されていることは顕著であるが、事前評価及び療法は、未活用である。そのような傾向にも、TR 専門職が他の関連サービスと比較して軽視されていることの表れとみることができよう。

回答者の勤務している学校の種類は、公立学校65.0%、私立全日制学校35.0%、私立寄宿制学校8.3%、病院併設学校6.7%、州立寄宿制学校6.7%、代替学校6.7%である一方で、それらの回答者の任命権のある当局の種類は、公立学校38.3%、私立全日制学校8.3%、私立寄宿制学校5.0%、病院併設学校8.3%、州立寄宿制学校6.7%、代替学校6.7%、市のレクリエーション担当部局8.3%、大学プログラム6.7%、精神科病院5.0%、リハビリテーションセンター1.7%、自営5.0%という構成となっており、私立全日制学校以外は数値が一致していない。その理由は、学校に勤務している専門職が、必ずしもその学校専任職員というわけではなく、他の当局に任用されたうえで、その当局と学校との契約によって、障がい児にサービスを提供するために学校に勤務することになった場合が多いと説明されている。

彼らが学校勤務を始めた理由について回答のあった者の52件のうち、新聞広告において応

募したいくらか後に TR 専門職として学校によって唯々諾々と (blindly) 任用されたのが 13 件 (25%)、個々の生徒への相談や事前評価を提供したり移行チームで仕事をするために他の当局で仕事をしながら他の専門職 (精神科医、臨床コーディネーター、または教師等) から照会を受けていたのが 12 件 (23%; うち 2 件は学校の常勤職に変わった)、他の職種 (特別体育教師 5 件; 9.6%, 特別教育教師 3 件; 5.7%, 放課後プログラム指導員 3 件; 5.7%, 教師助手 2 件; 3.8%, 冒険/挑戦担当者 2 件; 3.8%) からの職種転換、学校現場実習修了後に任用された者が 4 件 (7.6%)、大学の職員養成補助事業での仕事の後に任用された者が 4 件 (7.6%)、学校管理者に申し出て任用された者が 3 件 (5.7%)、生徒の親の学校に対する適正手続苦情提起により任用された者が 1 件 (1.9%) であった。

勤務形態及び時間は、週当たり少なくとも 32 時間勤務 63.3%、パートタイムで週当たり平均 20 時間勤務 10%、個々の生徒との契約単位で週当たり平均 5.2 時間勤務 15%、第三者団体 (例: 市の公園・レクリエーション担当部局) の職務責任の一部として学校で勤務する者 11.7% と報告されていた。つまり、学校の常勤職員だけでサービスが確保されているわけではないことにも留意する必要がある。

TR 専門職の時間の 31.6% は、重度精神遅滞や重複障がいの固定制学級における初等年齢児への取り組みで費やされていた。それらの対象児は、インクルージョンとは逆であり、通常教育学級において含まれない傾向にある。1997 年障がい者教育法は、例え非障がいの仲間が同様に便宜のあったとしても、通常学級環境において障がい児へのサービス提供を認めることによって、インクルージョンの実践を強化している。もし、その学級において障がい児に必要であるとみなされるならば、その実践は、TR 専門職に通常教育学級全体へ余暇教育を提供することを認めるであろう。余暇教育から便宜を得るための学級における他の生徒への可能性は、今や可能であり、障がい児は、インクルージョン的活動に参加するためにより多く便宜を得るであろうとされている。

TR 専門職の時間のおよそ 20% は、レクリエーション参加活動と、買い物、ファストフード食堂における食事、ボウリングのような生活/レクリエーション技能における地域立脚訓練を含む地域立脚環境において費やされている。これらの環境におけるサービスは、すべての障がい児にサービスを拡大することをみるように、成長への領域を提供していると期待されている。

障がいのある乳児への早期介入や、高校卒業後の若年成人への補償教育という、特別教育の 2 つの有望なプログラム領域において、TR 専門職によって提供されているサービスがほとんどないことも懸案であるとみられている。これらの 2 つの領域におけるサービスのそれほど少ない理由は、TR が早期介入及び補償教育に関係した障がい者教育法の条項におけるサービスとして認識されていないという事実に関連していると考えられている。しかし、

これらは、TR サービスが遊びの技能及び職業的技能の領域において生徒及び彼らの家族への価値ある結果を提供するであろう2つの領域であるため、TRを障がい者教育法の次の再認定におけるそれらの条項にTRを得るために、段階が取られる必要があることが提起されている。

TR 専門職にとって、特別教育における生徒へのサービスを拡大するために、様々な活動が提起されている。全米段階で、TR 専門職の専門職組織の援助とともに、サービスを組織する必要があるとされている。例えば、1997年障がい者教育法を実施するための情報、考え、技術的援助を提供し、そのメンバーへ情報の迅速な普及を提供するために、15の教育及び関連サービスの組織が「教育における障がい者教育法改革を実施するサービス提供者協会 (ASIIRE)」を形成した。そのメンバーには、アメリカ作業療法協会 (AOTA) 及びアメリカ言語聴覚協会 (ASLHA) が含まれていたけれども、アメリカ TR 協会や全米 TR 協会もメンバーとはならなかった。そのような全米的な関与活動及び表出の機会への参加は、関連サービスとしてのレクリエーションの活用を促進することに不可欠である。このことは、堀田 (2001) の論と概ね一致している。

州段階においても、フロリダ州のように、レクリエーションが、特別教育を受ける生徒への関連サービスとして挙げられていない州法規があるので、州において組織的にはたらしかけることが求められている。

地方段階では、レクリエーションの便宜、関連サービスとしてのレクリエーションの役割、事前評価された彼らのレクリエーション的ニーズへの障がい者教育法の下での TR 専門職の子どもの権利を親に伝えるために、親及び障がい権利擁護グループの地方組織や自閉症協会のようなものに取り組むことが提起されている。個別教育プログラムにとって公式であるためには、それは親または保護者によって署名され、子どもが事前評価または事後評価されることを親が要求することを促進させることが提起されている。

特別及び通常の両方の学級における教師もまた、その他の関連サービス職員及び特別体育教師と同様に、彼らが彼らの生徒の親または保護者にこのサービスを伝え、生徒の個別教育プログラム及び個別移行プランで TR 専門職によって実施されるレクリエーションの包摂を主張することができるように、関連サービスとしてのレクリエーションの役割を理解してもらう必要があると述べられている。

アシュトン-シェファー他 (2000) では、以上のような取り組みにより、学校における TR 専門職の活動の場を拡大していくことが期待されたのであった。

#### IV ブロック他の論点

ブロック他（1998）は、学校における関連サービスとしての TR サービス提供の意義について、次のように述べている。

レクリエーションが子どもの個別教育プログラムに含まれていれば、特別教育または体育のような教育課程サービスによって完了されてはならない。レクリエーションと体育は、法規やプログラムの見解から、同一のものではない。体育と異なり、レクリエーションは、定義によると、正規の特別教育及び体育「に付加したもの」である。関連サービスとして、レクリエーションは、教育過程を援助し、増幅させ、高めるためのものである。TR 専門職は、重複ということよりむしろ、援助し、増幅させることになるレクリエーションサービスを提供するために、特別教育教師及び体育教師のような従来のサービス職員とともに仕事をしなければならない。これは、最も高い質と最も総合的な教育的体験を提供する協同的仕事の関係によって達成される。

TR は、関連サービスとして提供され、特別教育の短期の小目標を促進するための援助、指導、方策を提供するだけでなく、障がい児の長い範囲の生活目標にきわめて重大である。それは社会的関与及び友情を促進し、地域社会統合への機会に関連した技能を奨励し、提供している。地域社会関係が設定され、再設定されうるのは、余暇関与によってである。余暇／レクリエーション活動における適切な参加が、自立生活及び仕事の技能のような相並んだ技能の発達に関連している。実際に、最初に学ばれた技能の多くは、遊びの間学ばれたものである。日常生活技能のこれらの進んだ活動の保有は、障がい者の地域社会適応の成功に重要な役割を果たしうる。そのため、それは子どもの教育全体の重要な役割である。

教育及びレクリエーションの関係の 1 つの特定の例は、自己決定及び自己統制方策の領域である。自己決定方策は、自己決定と余暇教育との間の重要な指導的連携を提供している。自己統制方策指導は、障がい者への教育的成果を促進するための有用な地域立脚過程として提起されてきた。そのような方策の活用は、可能な限り外的な影響のほとんどない彼ら自身の行動を統制することを学ぶことに障がいのある人々への必要性が存在していることを是認する学者及び実践者の多数によって支持されている。

ブロック他は、このように関連サービスとしてのレクリエーションが実施されることの意義を高く評価していた。しかし、それにもかかわらず、TR サービスの提供及びそれを担う専門職の任用が学校現場で進められてこなかった経緯と理由について、以下のように述べている。

教育は、直接に技能を教え、子どもを生活に準備させるであろう体験を提供している。レ



クリエーションは、すべての人の生活の重要な構成要素であり、今なおレクリエーションへの準備は、学校において適切には提供されていない。これは、2つの理由への関心の源である。第1に、余暇に対する肯定的な態度は、高まる生活満足感に相関している。第2に、障がい児は通常、教育、自己ケア、レクリエーションのような日常生活の一部である活動において、彼らの機能に影響を与えている。従来の教育、自己ケアの領域にとって、専門的介入は、彼らの欠陥を治療するために障がい児を訓練することに利用可能であり、彼らに現代社会内でより機能するのに成功する手助けをしている。不幸にも、レクリエーションは、人の生活、発達、社会への寄与の不可欠な面と同様には、公教育のわれわれの制度によって強力に支援されてはこなかった。障がい児にとって、彼らの余暇認識を発達させ、彼らの余暇価値を明瞭にし、レクリエーション技能を学び、余暇資源を活用し、包摂的環境に参加するために、学業やその他の公式の訓練がほとんど提供されていない。この訓練は、障がい児にとって特に重要で、彼らにとってレクリエーション及び余暇が、社会的な学習及び統合への主要な背景であろう。

1975年のPL94-142の制定以来、TRは、障がい児の特別教育を高める合法的な機能になってきた。今なお最近まで、アメリカTR協会も全米TR協会も、そこで仕事をする者が少なかったもので、学校におけるTR専門職を追跡さえしなかった。

今なお、個別教育プログラムに書き込まれた「レクリエーション」をみることはあまりない。レクリエーションがすべての人の生活に不可欠であるということに同意しない人はほとんどいない。レクリエーションは、それが不必要であると考えられるので個別教育プログラムから排除されるのではない。個別教育プログラムチームが「レクリエーションは関連サービスである」ことを認識していないか、またはこの特別な関連サービスの期待された便宜を認識していないかのいずれかであるために排除されている。もし子どもが体育を受けていれば、彼は関連サービスとしてのレクリエーションを必要としないと思定する公立学校職員もいる。理由が何であれ、関連サービスとしてのレクリエーションは、個別教育プログラムに書き込まれていない。

専門職養成は、通常、全米TR免許協議会(NCTRC)による免許に従った学部または修士の学位プログラムにおいて遂行されている。TR専門職は、教師として信用されているわけではない。TR専門職は、関連サービスを提供することによって教師及び教育目標を支援している。学校環境において機能するために、専門的TR専門職は、州教育証明団体による関連サービス職員として認識し、免許授与されなければならない。

特別教育の統合的的局面になる際にTRの専門職は、様々な問題及び障壁に直面している。

多くのTR教育課程が、学校において特に仕事をする卒業生を養成するための十分な内容を含んでいない。教育課程は、典型的に、学校環境におけるTR専門職の出会った適用可能

な法律及び障がい網を網羅しており、そのうえ学校環境において任用されるのに必要な内容及び方策を総合的には素描していない。

実習要件に合致するか、または学校での特定の体験を得るために、学校環境を活用することが、TR 学生にとって非常に困難である。また、学校プログラムの欠如は、学生にこの選択肢を考慮しないことを補強している。

TR 学生への別の障壁は、全米 TR 免許協議会による免許である。免許基準は、学生が常勤の TR 専門職の直接監督の下で360時間の実習を完了することを要件としている。この問題は、学校において仕事をしている多くの TR 専門職が、制限された契約やパートタイム勤務のために TR において常勤任用ではなく、免許目的の実習監督であることができないということも考慮に入れるとき、さらにより制限となっている。

また別の障壁は、学校組織において仕事をするを望む TR 専門職への書面の情報の欠如である。学校組織にはいることを望む TR 専門職を手助けするための「青写真」がないので、彼らは提供できる的確なサービス、連絡を取らなければならない人々、通過する過程、学生にもたらしうる可能性のある便宜を、本質的に自分自身でみつけ出さなければならない。「青写真」の唯一の例外は、ノースカロライナ大学チャペル・ヒル校でのレクリエーション・障がいセンターからの「学校-地域社会余暇連携へのモデルプログラム指針」で、それは余暇教育プログラムの始まりに限定されている。

最近数年間におけるいくつかの大学が、学校組織における障がい児に取り組むための TR 学生を養成するために、連邦教育省特別教育部による職員養成補助金を授与されてきた。ニューハンプシャー大学及びノースカロライナ大学チャペル・ヒル校の両方が、関連サービスとしての TR に関する特定の課程を開発してきた。学校環境において障がい児に取り組むための TR 学生を養成するその他の職員養成補助金は、テンプル大学、ジョージア大学、インディアナ大学、ノースカロライナ大学グリーンボロ校、ミネソタ大学、テネシー大学、ペンシルベニア州立大学、フロリダ国際大学、ウイスコンシン大学ミルウォーキー校に授与されてきた。前述の大学は、学校組織によって任用された実践者と一緒に、『関連サービスとしての TR 会報』とアメリカ TR 協会の特別な関心グループによって、1993年に全米的にネットワーク化を始めた。これらの2つの段階が、これらの重要なサービスの提供に関心のある何百もの学生及び専門職をもたらしえてきた。このネットワーク化は、情報共有だけでなく、学校において仕事をしている TR 専門職を認識する際にも重要となってきた。1992年においては、学校において仕事をしている TR 専門職は5人しか認識されなかったけれども、1994年までに30人以上に増えてきた。

このように、学校で仕事をするを望む TR 専門職の養成を体系的に整備しようという動きが出てきたことがわかる。

## V ホーキンス他の論点

ホーキンス他（2012）は、連邦教育省による2004年の教育関連職員数の統計を用い、全米におけるその数がわずか446人であり、他方で言語療法士は47,843人、作業療法士は15,892人、理学療法士は7,564人、聴能訓練士は1,436人と、学校におけるTR専門職の任用数が他の職種に比して圧倒的に少ない実態について指摘し、その傾向はアシュトン-シェファー他（2000）の調査結果を引き継いでいると述べている。学校におけるTR専門職の任用数がなぜそのように少ないかの理由の説明において、ブロック他（1998）が、TRの低い表示が公立学校組織によるレクリエーション及び余暇サービスの乏しい支援によるものであると述べていたことに対しては、TR専門職の責任内の問題とする一方で、教育組織及び方針の問題を指摘していないと述べた。さらに、学校におけるTRサービスの活用不足の原因を、他の関連サービス職員、教師、管理者、親の間での関連サービスとしてのレクリエーションについての情報の欠如や、TR専門職による個別教育プログラムにおけるTRの包摂の主張の低さに求めた。そして、そのような教育組織におけるそれらの専門職間での差異及び類似性の分類を提示した文献としてミシェーローソン他（2001）を挙げている。結論として、TRが学校において活用されてこなかった理由を、1) TR専門職、教育組織、家族の間での不適切なコミュニケーション、2) 教育関係の法律及び方針においてTRの指定が制限されていたこと、3) 専門職団体において普及している公認資格が法律において指定されている州資格に採用されない場合があることを挙げている。問題の解決策としては、1) TR専門職がサービスの質の保証をするとともに、学校及び親にそのサービスの認識を高めるように働きかけること、2) アメリカTR協会等の専門職団体が、教育方針に影響を与える会合に出席し、TRの意義を主張すること、3) 大学におけるTR専門職養成プログラムにおいて学校勤務を奨励すること、4) 教師訓練においてTR専門職との協働を経験させること、5) “TR”よりむしろ“レクリエーション療法”の用語の方が他の関連サービスと同等の扱いを期待できる可能性が高いということ等を挙げている。次節では、途中で言及したミシェーローソン他（2001）の内容をさらに詳述したい。

## VI ミシェーローソン他の論点

その後ミシェーローソン他（2001）は改訂され、ミシェーローソン他（2010）<sup>16)</sup>が出版されているので、その内容を概説する。

ここではまず、2001年版により、いくつかの進歩がなされたけれども、多くの問題が依然

として残存していると述べられている。さらにホーキンス他（2012）と同様に、連邦教育省による2005年の教育関連職員数の統計を用い、全米におけるその数がわずか383人であり、他方で作業療法士は16,474人、理学療法士は7,588人と、学校における TR 専門職の任用数が他の職種に比して圧倒的に少ない実態について指摘している。また、アシュトン-シェファー（2000）と同様の方法で2008年に調査を行い、当時との変化はほとんどなく、同様に学校現場においてレクリエーションがほとんど活用されていない関連サービス選択肢のままであることが前提とされている<sup>17)</sup>。

ホーキンス他（2012）が評価した他の専門職との差異や類似性についての指摘は、例えば特別体育（adapted physical education）が運動発達の領域に特化されるのに対し、TRはそれも含むとともに、静的、文化的な領域をも網羅していることを明らかにしている。ただし、体育は、すべての子どもに保障される教科であることも異なっているとしている。そして、テキサス州等では、有資格の特別体育教師がいなかったときには、TR 専門職が代用される例があるという。

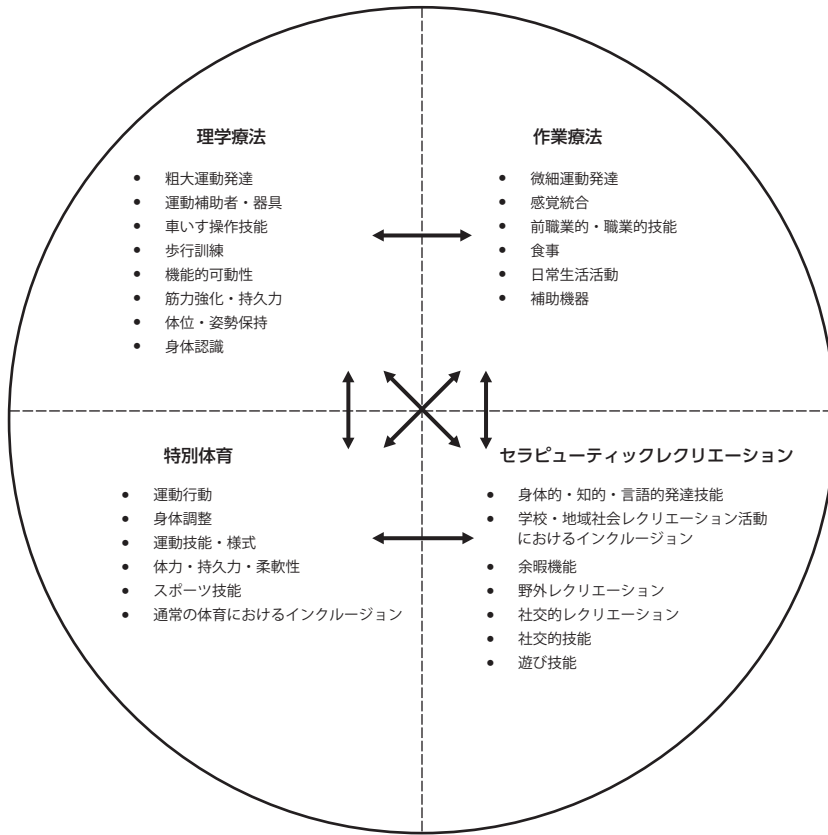
作業療法との差異については、微細運動技能や日常生活活動技能を高めることが要求されるのに対し、TRは余暇や社交的技能の発達を期待されるという。

理学療法との差異については、それが教育的環境において生徒の機能改善に必要であるとみなされるときだけに認められるのに対し、TRはレクリエーション活動を通して、楽しみとともに運動技能の獲得を可能とするものであることが挙げられている。

そして、類似性による他の専門職の提供するサービスと重複を防ぐために、図のような専門分野間連携チームモデルを考案し、互いのコミュニケーションを図ることが重要であると述べている<sup>18)</sup>。

ミシェローソン他（2010）は、さらにホーキンス他（2012）で述べられた学校や親への認識を高めるための方策についても事例や判例を挙げて述べている。事例としては、特別体育の授業を受けることのできる生徒は、身体的には軽度から中度、知的には軽度の障がい児に限定され、重度重複障がい児は排除される傾向にあるため、特別体育と TR が同一の部局で管轄され、サービス提供の重複を避け、障がいの程度に応じたサービス種の使い分けが可能になることが提示されている<sup>19)</sup>。これは専門職の内容の差異について説明していた箇所で紹介されていたテキサス州の任用事例にも適用されると推定される。アメリカにおいては、関連サービスの要求権が親に保障されており、全米縦断的移行研究のデータによると、障がい児の親の41%はほとんど努力なしにサービスを得ることができたけれども、その他の親は、サービス利用を可能とするまでに、大きな、あるいはいくらかの努力が必要だったことを報告していたという。サービスを得る際の障壁のうち、「情報の欠如」を挙げていた親が24%、「サービスの利用不能」を挙げていた親が23%であったということで、学校の姿勢にかなり左

堀田：アメリカにおける余暇教育専門職の位置づけ



右されている実情も明らかにされている<sup>20)</sup>。他の関連サービスと同様に、親が訴訟を提起して勝ち取った事例も、少数であるが挙げられている。そのなかには、自閉症児への応用行動分析／ロバース治療法を学校サービスの代替として、あるいは補充として費用償還を勝ち取ったという事例があった。そのように、教師以上に専門性の高いサービス実践力をつけることにより、学校におけるサービス提供専門職としての位置づけを確保できるという方策に可能性が見出されている<sup>21)</sup>。

最終的には、2006年からのデータにおいて、特別体育教師や一般レクリエーション担当者と混成された数値として13,609人が挙げられ、同じ年における作業療法士17,350人、理学療法士7,920人、聴能訓練士1,461人と比肩しうる数値として示されるようになったようにみえ<sup>22)</sup>、TR 専門職の実数を増やすことを目標に掲げること自体がうやむやにされてしまう状況になっていると言えよう。

## Ⅶ ま と め

コイン (1981) 及びアシュトン-シェファー他 (2000) から、TR 専門職がその意義を軽視され、他の専門職からレクリエーションサービスが提供される傾向が依然として確認できる。

アシュトン-シェファー他 (2000) は、個別教育プログラムや個別移行プランにおける関連サービスとしてのレクリエーションを TR 専門職によって提供させるように、認識の向上を求めべきだとしている。

ブロック他 (1998) は、大学での TR 教育課程が、学校において特に仕事をする卒業生を養成するための十分な内容や指導環境を整備すること、連邦政府による大学への職員養成補助金授与を挙げている。

ホーキンス他 (2012) やミシェーローソン他 (2010) が結論づけた学校における TR サービス活用不足の原因や解決策の提言の多くは、そのサービス利用の決定者が親であるというアメリカの制度特有の原則を前提としているため、そのまま日本に適用するには無理があると言えよう。また、日本には余暇教育専門職団体自体が、学校外で活躍するほど確立していないことも、アメリカとは異なる事情である。けれども、日本の学校内で多忙化に追われる教師の業務にゆとりの視点をもたらすうえでも、教師や教育方針策定者に、その認識向上を促していくためにも、特別体育、作業療法、理学療法とは違った幅広さや柔軟な特性をもったレクリエーションを提供できる人材を外部から導入していくこと、あるいは学校内の教職員が外部に障がい児にも可能なレクリエーションの研修機会を確保していくことへの認識を高めていくことが求められる。

### 【註】

- 1) 小池文英 (1973) 「養護・訓練について」『肢体不自由教育』第14号, pp. 2-3。  
成瀬悟策 (1973) 「養護・訓練への提言」『肢体不自由教育』第14号, pp. 4-12。  
小池文英 (1973) 「動作訓練に対する疑問と提言——『養護・訓練』と関連して——」『肢体不自由教育』第16号, pp. 52-63。  
成瀬悟策 (1973) 「小池博士にこたえる」『肢体不自由教育』第17号, pp. 5-15。  
小池文英 (1973) 「成瀬教授にこたえる」『肢体不自由教育』第17号, pp. 16-25。  
成瀬悟策 (1974) 「重ねて小池博士にこたえる」『肢体不自由教育』第18号, pp. 57-62。
- 2) 中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について (答申)」2005.12.8 ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05120801/017.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05120801/017.htm))。
- 3) 最新の連邦法 PL108-446 の第602条 (連邦法典第20編第1401条) (26) に「関連サービス」の説明として、以下のように叙述され、1975年当初よりその内容が増加していることがわかる。  
(A) 概して、「関連サービス」の用語は、移送や、障がい児に特別な教育から便宜を得ることを援助するために要件とされるであろうような発達の、矯正的、その他の支援的サービス (言語療法及び聴能訓

練サービス、通訳サービス、心理サービス、理学及び作業療法、TRを含むレクリエーション、ソーシャルワークサービス、障がい児に無償の適切な公教育を受けることを可能にさせるために構想された学校看護師サービス、リハビリテーションカウンセリングを含むカウンセリングサービス、歩行指導サービス、医療サービス、ただし、そのような医療サービスは、診断及び事後評価目的だけのためであろうことに限られる)を意味し、子どもにおける障がい状況の早期判定及び事前評価を含む。

(B) 例外。その用語は、外科的に移植される医療器具またはそのような器具の取替を含まない。(http://idea.ed.gov/download/statute.html)

さらに2014年3月3日付の最新の電子連邦規則集 (ELECTRONIC CODE OF FEDERAL REGULATIONS e-CFR Data is current as of March 3, 2014) では、以下のように示されている。

第300条34

(a) 一般。関連サービスは、移送や、障がい児に特別な教育から便宜を得ることを援助するために要件とされるような発達の、矯正的、その他の支援的サービスを意味し、言語療法及び聴能訓練サービス、通訳サービス、心理サービス、理学及び作業療法、TRを含むレクリエーション、子どもにおける障がいの早期判定及び事前評価、リハビリテーションカウンセリングを含むカウンセリングサービス、歩行指導サービス、診断及び事後評価目的の医療サービスを含む。関連サービスはまた、学校保健サービス及び学校看護師サービス、学校におけるソーシャルワークサービス、親カウンセリング及び訓練を含む。

(b) 例外。蝸牛移植を含む外科的に移植された器具のある子どもに適用されるサービス。(1) 関連サービスは、外科的に移植された医療器具、その器具の機能の最適化(例：地図作成)、その器具の整備、またはその器具の取替を含まない。

(http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=0c223141cf7cfc5e5a5066ee8e06bd1&node=34:2.1.1.1.1.36.33&rgn=div8)

- 4) 堀田哲一郎 (2002) 「1990年代初頭のアメリカにおける余暇教育の成果と課題——The Best of the Therapeutic Recreation Journal: Leisure Education. (1993) をてがかりとして——」『鹿児島国際大学福祉社会学部論集』第3・4号, pp. 33-41。
- 5) 文部省 (1993) 『遊びの指導の手引』慶應通信, p. 16。
- 6) 同 p. 19。
- 7) 同 p. 15。
- 8) Zhang, J. B. (2001) “The Shortage of School Recreation and Therapeutic Recreation Specialists in the United States: A correlational study.” *Research Quarterly for Exercise and Sports*, 72(1), p. 107.
- 9) Hawkins, B. L., Cory, L. A., McGuire, F. A. & Allen, L. R. (2012) “Therapeutic Recreation in Education: Considerations for therapeutic recreation Practitioners, school systems, and policy makers.” *Journal of Disability Policy Studies*, 23(3), pp. 131-139.
- 10) Bullock, D. E. & Jonson, C. C. (1998) “Recreational Therapy in Special Education.” In: Brasile, F., Skalko, T. & Burlingame, J. (eds.), *Perspectives in Recreational Therapy: Issues of a dynamic profession*. Idyll Arbor, Inc., pp. 107-124.
- 11) Ashton-Shaeffer, C., Johnson, D. & Bullock, C., (2000) “A Survey of the Current Practice of Recreation as a Related Service.” *Therapeutic Recreation Journal*, 34, pp. 323-334.
- 12) Mische Lawson, L., Coyle, C. & Ashton-Shaeffer, C. (2001) *Therapeutic Recreation in Special Education: An idea for the future*. American Therapeutic Recreation Association.
- 13) Coyne, P. A., “The Status of Recreation as a Related Service in PL94-142.” *Therapeutic Recreation Journal*, 15(3), 1981, pp. 4-15.
- 14) Mische Lawson, L. & Coyle, C. & Ashton-Shaeffer, C. (2010) *Therapeutic Recreation in Special Education: From legislation to practice*. American Therapeutic Recreation Association.
- 15) *ibid.*, pp. iii-v.
- 16) *ibid.*, pp. 15-17.
- 17) *ibid.*, p. 72.
- 18) *ibid.*, p. 32.
- 19) *ibid.*, p. 18. なお、以下の判例の内容は、各々のウェブサイト等で閲覧することができる。  
*Clarion-Goldfield Community Sch. Dist. 22 IDELR267 (ALJ, Iowa, 1994)* [http://caselaw.findlaw.com/ia-supreme-court/1293502.html]

- Franklin #5 School District*. EHLR 506:37 (SLRO, Wisconsin, 1985) [<http://caselaw.findlaw.com/us-7th-circuit/1375765.html>]
- Jaynes v. Newport News Public Schools* (4th Cir. 2001) [**Service:** Natural Language Search]
- L. B and J. B. ex rel. K. B. v. Nebo UT School District* (10th Cir. 2004) [<http://caselaw.findlaw.com/us-10th-circuit/1105001.html>]
- Montgomery County Public Schools*.30 IDELR287 (ALJ, Maryland, 1998) [<http://caselaw.findlaw.com/us-4th-circuit/1161454.html>]
- Silsbee Independent School District*. 3 ECLPR 56 (Hearing Officer, Texas, 1997) [<http://caselaw.findlaw.com/tx-court-of-appeals/1163975.html>]
- 22) Mische Lawson, L., et.al. (2010), *op. cit.*, p. 73.

## Summary

### A Consideration Regarding Leisure Education Professionals

Tetsuichiro Horita

In spite of the fact that recreation has been regulated clearly as a service associated with improvement in education for children with disabilities under Individuals with Disabilities Education Act in the U.S, deployment of therapeutic recreation professionals to take responsibility for providing such service has not increased across the country. Such actual situation is believed to be a reason for it that social recognition is less for the therapeutic recreation as a related service. Possible measures to improve such actual situation include sufficient improvement of contents and instructing environment in therapeutic recreation curriculum of universities, which is especially aimed at cultivating graduates working at schools, as well as subsidization for personnel training by the government to universities. In addition, associations for leisure education professionals have not hitherto interacted much with schools in Japan. To bring insights from the leisure vision to busy Japanese teachers, and to facilitate recognition of ideas from the leisure field by teachers and policy makers, it will be useful to study how to introduce the workforce to recreation services for children with disabilities, including adapted physical education, occupational therapy, and physical therapy outside of schools, or to create opportunities for teacher trainings to provide special recreation for these children.